

daily コラム

2009年6月12日(金)

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3-5F

㈱メディカル保険サービス TEL 03-6808-1441 FAX 03-6808-1442

Email: info@medical-hoken.com

雇用確保の新設助成金

景気悪化が長引く中、人件費を重く感じている企業も多いかもかもしれません。企業は従業員に支払う休業手当の一部を国が補てん(中小企業は算定額の8割相当補てん)する雇用調整助成金に殺到しています。3月の申請件数は前月比57%増という状況で、雇用を確保しながら急場を乗り越えようと努力していることがうかがえます。一方でこのような時は人材を採用したい企業にとっては、確保しやすい状況になったともいえるでしょう。非正規雇用者や派遣労働者等を正規雇用すると支給される助成金が創設されていますので紹介いたします。

若年者等正規雇用化特別奨励金

採用内定を取消された者(40歳未満)や年長フリーター(25歳から40歳未満)を正規雇用した場合に、1人につき100万円が3回に分けて支給されます。

手続きはハローワークに求人を提出し、紹介され正規雇用者となってから、6ヶ月後に50万円を申請し、1年6ヶ月後に25万円を、さらに2年6ヶ月後に25万円を申請します。申請期間は、各々期間終了後1ヶ月以内です。

派遣労働者雇用安定化特別奨励金

6ヶ月を超えて派遣労働者を受入れている

業務に、その業務に従事している派遣労働者を、無期又は6ヶ月以上の有期(更新有)で直接雇用した場合に支給されます。無期雇用は最大100万円、有期雇用は最大50万円支給されます。

手続きは、雇い入れから6ヶ月後に50万円を申請し、1年6ヶ月後に25万円を、さらに2年6ヶ月後に25万円申請します。有期雇用は各々30万円、10万円、10万円となっており、申請期間は各々の期間終了後1ヶ月以内です。

この助成金は2009年の製造業派遣の期間満了を意識したものでしょうが、製造業に限らず派遣労働者を受入れている他の業種も対象となります。

社員に採用すれば、助成金が受給できるなら利用してみようかな。

